

一般質問



上村 忠 議員

問 更なる空家対策を求める

答 町の実情に合う政策と議論を頂き、適正な判断をします。

上村議員
地方における人口減少、少子高齢化が進む社会情勢の中、全国的な空家問題に対応する為、国は空家等対策の推進に関する特別措置法を定め、法律に基づき、今金町空家等対策計画が策定されました。

その上で、空家バンク、空家住宅リフォーム助成事業、空家等除却支援事業等様々な対策が打たれています。

対策の効果は、着実に表れ

ているように感じますが、特定空家に該当するような建築年数の古い物件については、中々難しい状況にあります。放置される一因として住宅用地特例があると考えます。現状、特定空家に判定されるまで、住宅用地特例の適用で固定資産税が軽減されます。そこで、更なる対策を推し進める方策として、住宅を破壊し、住宅用地特例が適用されなくなつた土地に対する固定資産税減免措置、空家等除却支援事業を費用の二分の一最大50万円と近隣町並みに拡充、空家バンクの情報も加える必要があると考えます。

町長
防犯、防災上や町の景観もありませんが、宅地の流動化により地域の活性化にも繋がると思っています。

平成26年6月議会会の一般質問を踏まえ、空家対策計画の策定、関係条例・要綱の整備をして取り組んでいます。

1 点目の除却支援事業について、現存家屋は住みやすさのためにも、防犯・防災上からも適正に管理され、長く大事に住まわれる事を願い、住

宅リフォーム助成事業を創設し、その趣旨を生かして、空家リフォーム助成事業を拡大し、居住環境改善と定住性を視点に20%の公的支援をしています。除却事業は、滅失させるもので、産み出す事にはなりませんし、個人財産で自己管理責任の範疇という事から公的支援はどうかという議論もありますが、防犯・防災環境と解体後の土地の利活用により新たな産み出しが期待出来るものとしています。この事から、更なる公的支援として除却支援事業を特例に位置付ける事は考えていません。

2 点目の住宅用地特例による固定資産税軽減については、町税関係は、国に準拠した制度を根拠に行い、固定資産税評価も3年毎の見直しや、事案が生じた時は、都度、適正に対応しています。

大事な家を長く使って頂きたい、その為に、町として積極的に空家バンクで紹介し、リフォーム支援し、除却も支援し、その後も、持ち主の建て替えは該当しませんが、除却により更地となる事では特例が非該当になります。

産価値も高まり土地の売却環境も整い、新たに土地を購入した方が家を建設する時には支援制度も設けており、空家対策としては、連動した対応をしていると認識をします。

価格上昇から事業費も高騰する中、税込確保を基本として、補助金・起債等の有利な財源確保に努めており、事業推進は、新たに産み出す、次の展開に繋げていく事を重んじた政策を今後も考えます。

3 点目の空家バンクへの土地情報は、空地利活用による新たな産み出しや税込確保に繋がる事から、「空家バンク」を「空家・空地バンク」とする事を前提に制度拡充します。

補助事業等の見直しも行わざるを得ない財政状況なので、財政改革プロジェクトにて、提案されている事務事業を含めて厳しい判断が必要です。

他自治体の事例は参考になつても、基準には出来ないもので、町の実情に合う政策議論と審議を頂き、適正な判断をしていきます。

上村議員
「空家・空地バンク」に拡充すると答弁を頂きました。情

報発信は大切だと思つので、速やかな対応を期待します。特定空家が生まれると、色々助成する以上の経費が掛かると感じるのので、生まないための施策が必要だと考えます。固定資産税の減免を「更地にしてから何年間以内」等の期限を区切る事で、次の段階に促す事が出来ると思いますし、宅地を流動化させる事の方が、結果として税込増加に繋がると考えます。

計画途中でも有効なものは検討を頂きたいと思つますが。

町長

空家になる理由は、解体費用や税対策等の問題があり、それらを踏まえ、組織を作り、検討を行い、計画や要綱を定め、取り組んでいます。

町としては、特定空家にしない事が基本的な考えであり、実態を踏まえると、税の軽減よりも、空家住宅リフォーム助成事業の方が望ましい政策であり、支援も大きいものがあると思つています。

空家対策計画は5年間ですが、年度途中なので、状況と推移の検証、議会とも相談をして、空家対策を進めます。